

## 「神戸開業支援コンシェルジュ」コーディネータ 業務仕様書

### 1 契約の種類・契約方法

業務委託契約・単価契約（1回あたり 30,000 円。支払時には、上記単価に数量等に乗じた額に消費税及び地方消費税を加算する）

### 2 業務委託の目的

平成 23 年以降、財団が継続的に取り組んでいる創業支援事業において中小企業診断士、税理士、社労士、司法書士など、専門知識を持ったコーディネータを配置することで、創業前後の個別具体的な相談体制を強化するとともに、テーマ別集合研修の受講機会を提供し、市内の創業実現を加速させる。

### 3 業務内容

#### （1）個別相談対応

コーディネータが日替わりで財団内の相談ブース等に常駐し、1日6コマ、1コマ50分（オンライン相談は40分）間、創業相談に対応する。コーディネータは、下記業務を行う。

- ① 財団指定場所において創業相談に対応し、創業準備状況や困りごと、必要とする支援などのニーズをヒアリングすること。
- ② 相談者の創業実現に向けて、建設的かつ具体的な助言、指導および各種支援情報の提供を行うこと。
- ③ 神戸市の特定創業支援等事業計画に記載される特定創業支援等事業の受講証明をすること。

#### （2）財団が個別に依頼する次の業務

神戸市産業振興センター会議室等において、集合研修を実施する。財団と協議の上研修講師を務めることに、合意した場合、下記業務を行う。

（ア）財団の依頼に応じ、集合研修を企画し、自ら講義を行うこと。財団は、「経営」「財務」「人材」「販路」の4つのテーマのいずれかについて、コーディネータの適性に合わせて依頼するものとする。

（イ）財団の依頼に応じ、創業関連セミナーを企画し、実施すること。財団は、時機に応じて実施するテーマを検討し、コーディネータの適正に合わせて依頼するものとする。

#### （3）支援情報の共有

- ① 財団指定の方法により個別相談対応の記録を作成するとともに、随時、財団職員に対して報告、相談を行うこと。
- ② コーディネータ会議の招集に応じ、支援情報の交換、共有を図ること。

#### （4）その他、本業務遂行にあたり協議のうえ実施に合意したもの。

業務上、疑義が生じた場合は、財団と協議のうえ処理すること。

### 4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 5 成果物

- ① 個別相談対応の記録の作成については、相談対応日から5営業日以内に提出すること。
- ② 集合研修の実施にあたっては、研修に使用する資料一式を実施日前5営業日以内に提出すること。ただし、同内容のセミナーを複数回実施する場合は、講義資料の流用を妨げない。
- ③ 提出は、財団が指定するシステム内での電子的保存、あるいは電子メールでの送付によることとする。

## 6 検査

集合研修については、実施日に行う。

集合研修以外については、月末締め翌月10日以内に行う。

## 7 支払方法

検査合格後、月末締めで適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

- ① 積算方法のうち、1回は6時間以上とし、土日祝日、夜間などの条件に関わらず一律とする。
- ② 1回の従事時間が6時間に満たない場合、以下の計算式に基づき謝金を算定する。  
ただし、創業事業に関連し、別途財団が依頼する業務については、協議によることができる。  
$$\text{契約単価} \times \text{財団が指定する業務時間} / 6 \text{時間}$$
- ③ 神戸市産業振興財団事務所への交通費は委託料に含む。  
ただし、別途財団が依頼する業務については、協議によることができる。
- ④ 算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## 8 業務上の留意点

- (1) 財団の創業支援事業に関する助言、運営協力につとめること。
- (2) 神戸開業支援コンシェルジュ連携支援機関との間で、相談を回付することがある。
- (3) 創業した相談者への電話、メール、訪問等によるフォローを実施することがある。
- (4) 別紙契約書(案)の通り、業務委託契約を締結する。業務委託契約の対象が法人の場合は、契約締結後速やかに、選定されたコーディネータを契約約款第13条にかかる「業務責任者」として選定し、書面により通知すること。

## 9 参考 URL

<https://kobe-ipc.or.jp/concierge> (神戸開業支援コンシェルジュホームページ)

## 10 担当部署

公益財団法人神戸市産業振興財団 経営支援部

(電話) 078-360-3202

(E-mail) kobe-startup@kobe-ipc.or.jp